

○島田市地域交流センター条例

平成17年5月5日

条例第114号

改正 平成17年9月30日条例第208号

平成21年9月30日条例第41号

平成25年12月27日条例第43号

平成31年3月28日条例第9号

(設置)

第1条 島田市は、市民の交流及び文化活動の場を提供することにより、中心市街地におけるふれあいとにぎわいのある地域社会の形成を図るため、地域交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市地域交流センター	島田市本通三丁目6番の1

(平21条例41・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 島田市地域交流センター（以下「センター」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 市長は、前項の指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

(平17条例208・一部改正)

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類

を添えて、市長が定める期日までに、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、センターの管理を行わせるに最も適していると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 市長は、第5条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又はセンターの適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 第5条及び前条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(平17条例208・追加)

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 市長は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(平17条例208・追加)

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

(平17条例208・旧第7条繰下)

(休館日)

第10条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 市長が特に必要があると認める日

(平17条例208・旧第8条繰下)

(利用の許可)

第11条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可には、センターの管理のために必要な限度において、条件を付すことができる。

(平17条例208・旧第9条繰下)

(許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) センターの管理及び運営上支障があると認めるとき。

(4) その他その利用を不相当と認めるとき。

(平17条例208・旧第10条繰下)

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、第11条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り

消し、若しくは利用を中止させることができる。

- (1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。
- (2) 第11条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段によりその許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要と認めるとき。

2 前項の取消し等により、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(平17条例208・旧第11条繰下)

(利用権の譲渡禁止)

第14条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17条例208・旧第12条繰下)

(特別設備の制限)

第15条 利用者は、センターに特別な設備をし、又は変更をし、若しくは造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により生ずる費用は、利用者の負担とする。

(平17条例208・旧第13条繰下)

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用（前条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けて利用する場合を含む。以下この項において同じ。）が終わったとき、又は第13条第1項の規定により利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用を中止させられたときは、直ちに指示に従い、原状に回復しなければならない。

(平17条例208・旧第14条繰下・一部改正)

(利用料金の納入)

第17条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとする。

2 利用者は、利用の許可を受ける際、前項の利用料金を納付しなければならない。
ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平17条例208・旧第15条繰下)

(利用料金の収入)

第18条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(平17条例208・旧第16条繰下)

(利用料金の減額又は免除)

第19条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平17条例208・旧第17条繰下)

(利用料金の不還付)

第20条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すことのできない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用の前2日までに利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 第11条第1項に規定する利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(平17条例208・旧第18条繰下)

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例208・旧第19条繰下)

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例208・旧第20条繰下)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例208・旧第22条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の島田市地域交流センター条例（平成15年島田市条例第39号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日条例第208号）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条を削る改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日条例第41号）

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第43号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（平成31年3月28日条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

（準備行為）

8 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第17条関係）

（平17条例208・平25条例43・平31条例9・一部改正）

利用区分	利用時間及び基本利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
第1会議室	1,250円	1,670円	2,500円	5,430円
第2会議室	1,770円	2,400円	3,550円	7,750円
第3会議室	1,150円	1,560円	2,400円	5,130円
第4会議室	620円	830円	1,350円	2,820円
第5会議室	620円	830円	1,350円	2,820円
第6会議室	830円	1,150円	1,670円	3,660円
第7会議室	830円	1,150円	1,670円	3,660円
第8会議室	1,250円	1,670円	2,500円	5,430円
多目的ホール	8,060円	10,780円	16,230円	35,080円

備考

- 1 利用者が営業等を目的とした場合の利用料金は、基本利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 第9条ただし書の規定により、夜間の利用時間を超えて利用する場合の利用

料金は、30分単位で算定するものとし、その単位当たりの利用料金は、夜間の基本利用料金の15パーセントに相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。